

わが家のアイドル

大賀茂にお住いの
山本 幸正さん・絢子さんの

かんた
長男 敢太くん (3歳0か月)

すみれ
長女 純鈴ちゃん (1歳1か月)



しっかり者で妹思いの心優しいかんた、
いつもニコニコ好奇心旺盛な
おてんば娘のすみれです。
海が大好きでいつも砂だらけ！
時々ケンカもするけど、
2人はとっても仲良し♪

みなさんのお宅のアイドルを募集しております。市役所へどしどしお寄せください！



下田まち遺産を代表するよ
うに、市内には多くの美しい
風景や建物、文化が存在して
います。

これを未来につなげていく、
守っていくために平成21年に
「下田市景観計画」を策定し、
「下田市景観まちづくり条例」
を制定しました。

この計画は、建造物を建設
する際にその地域に合ったも
のにしていただけるよう、
様々な基準を設け、配慮をお
願いするものです（詳細は市
ホームページでご確認ください
い）。

計画は単に基準を設けてい
るだけではなく、その基準に
適合しているかを判断するた
め、建築や開発行為等を行う
前に「景観計画区域内行為の
届出書」又は「景観配慮事項
取組書」の提出をお願いして
います。

大まかにお伝えすると、大き
くて広いものを建築する場合
は「届出書」、一般的な家屋な
どを建築する場合は「取組書」
の提出が必要になります。

景観法に基づく届出と景観配 慮事項取組書の提出の概要

「景観法に基づく届出」は、届
出対象行為に対する景観形成
基準を定め、その基準に適合
していることを確認するため
に行うものです。適合の判断
が難しい場合には、必要に応
じて景観まちづくり審議会の
意見を参考にします。

さらに、景観形成基準に適
合していない場合には、行政
と届出者との十分な協議のう
えで、必要に応じて景観まち
づくり審議会の意見を聴き、
これを参考にして、助言・指
導・勧告等を行います。

「景観配慮事項取組書の提出」
は、届出の対象とならない延
床面積10㎡を超える建築物を
建築する方々に対して、良好
な景観形成を促すもので、景
観に配慮した事項を記入し、
提出するという制度です。

配慮する視点

- ① 下田まち遺産など歴史を物
語り、魅力をつくり出して
いる建築物等の外観・意匠
と調和しているか。
- ② 旧集落や里山の自然景観と
調和しているか。
- ③ 新しい建築物の配置・デザ
インが、既存の植物や地形
を活かしているか。
- ④ 駐車場、倉庫等屋外施設の
形・素材や配置・デザイン
が、周辺と調和しているか。

市民の皆さまへ

景観計画は、自分の好みに
合わせて自宅等が建てられな
くなるものではありません。
下田市の魅力を高めていき、
未来に残していくためにご配
慮いただくものです。
ご協力のほど、よろしくお
願い申し上げます。

問合せ先 建設課都市住宅係

☎22219